

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (4 日目)

(平成 28 年 3 月 8 日 午後 1 時 00 分)

●議長 (小林幸雄) 休憩前に続き、会議を開きます。

通告の 9 湊喜一議員。

- 1 国土強靱化地域計画の策定について
- 2 インターネット・リテラシー (情報ネットワークを正しく利用することができる能力) について
- 3 信濃小中学校は、小中一貫教育と特色ある教育の全国モデルになりうるのかについて
- 4 新電力の契約の進捗状況について

なお、3 番目の項目につきまして、教育委員会より資料配布を求められまして、既に配布してありますのでお願いいたします。

議席番号 12 番・湊喜一議員。

◆12 番 (湊 喜一) 議席番号 12 番・湊喜一です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず一点目、「国土強靱化地域計画の策定について」であります。これに関しては、平成 26 年度の 3 月定例会において、この時は 3 月会議ですね、3 月会議において一般質問で挙げておりますが、町長が代わったこともあり、改めて質問させていただきます。

今後も発生する可能性大の、大規模自然災害等から町民の生命・財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効率的かつ効果的に行うとの観点から、早急に確定、公表すべきであると考えます。前回の町長の答弁を踏まえてお答えいただきたいと思えます。

この国土強靱化基本法、国が定めました平成 25 年 12 月に公布・施行されました国土強靱化基本法では、その第 4 条において、地方公共団体の責務を明記するとともに、その第 13 条において、都道府県又は市町村は国土強靱化地域計画を定めることができる、と明記されております。長野県においても、先日案として公表され、パブリックコメントが終わりました。本年 3 月、今月ですね、今月に発表すると聞いております。まだ発表されたかどうかちょっとまだ確認しておりませんが、多分今月中に発表、公表されると思えます。

信濃町において、この国土強靱化地域計画、県に準じて策定しようとするのかどうか、そう考えておられるのか、またその内容等についてはどのようなものになるのか、検討されているのかどうかお聞きしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長（横川正知） 湊議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思います。今、国が行っております国土強靱化計画についての町の対応ということで御質問でございますが、御案内のように平成 25 年 12 月に成立した、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災減災等に資する国土強靱化基本法におきまして、今、湊議員が御指摘になりましたように、第 4 条で地方公共団体の責務が定められております。更に同法の第 13 条におきまして、市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができるという「できる規定」が、規定としてあります。またこの基本法の第 14 条で、国が定める国土強靱化基本計画との調和も求めているわけであり

ます。

国土強靱化の基本計画につきましては、防災基本計画や国土利用計画の指針となる上位計画に位置いたしますので、市町村が作成できる国土強靱化地域計画においても、町における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆるその傘下と言いますか、アンブレラ計画にしなければならないわけであります。また、長野県においては今、湊議員さんからもお話がございました、県の強靱化計画を作成するべくパブリックコメントを募集し、本年 1 月に終了したということであります。

これら国及び県計画との整合性を図る中で、他市町村を参考にもしながら、どのような計画が策定できるか、今後また検討していきたいというふうに思います。その内容については、まだ具体的な検討には入っておりません。ただ、このいわゆる、先ほど言いましたアンブレラ計画という、その傘下に入るだろう、いろいろな計画の中で、現実としますと今、社会資本の整備重点計画等々の関係も考えてみれば、この信濃町においても、道路橋梁、それから下水道の終末処理場の関係等々、現実的に本年度の予算にもお願いしている分野もありますけれども、具体的な事業として着手をしているところでございます。加えて申し上げますと、地域計画の策定が、補助金の交付条件ではないというような回答もいただいているところでございまして、現時点そのようなことも変更ないということでございます。

これは、取り掛かると大変な、何と言いますか膨大な計画というようなことになろうかと思えます。そんな意味でも、先ほど申し上げましたように、他の自治体の動向も見ながら、「できる規定」とはいえ、大事な計画になるというふうに思いますので、今後の中でしっかり検討も深めていきたいというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 湊議員。

◆12 番（湊 喜一） 大変な計画なのですが、町にはいろいろな計画があつて、それも計画を立てること自体が大変なことは分かっております。ただ、防災減災基本法と国土強靱化基本法との違いというのを、ここで少し整理しておきたいと思ひます。

防災減災基本法の最大の特徴は、大規模な災害から、大規模な自然災害が発生したとき、このような、起きてはならない最悪の事態を回避するため、日本各地の災害対策でどこが課題なのかを洗い出す、脆弱性評価の実施であります。具体的には、45 項目の起きてはならない最悪の事態に対し、各府省庁がそれぞれ実施する防災減災に関する施策

の達成等を総点検すると、そういうその対策が不十分な点が特定されて、優先順位の高い順から重点的に対策を進めることができる。

国土強靱化基本法では、この脆弱性評価を受け、国土強靱化推進本部が社会資本整備など国の各種計画の指針となる国土強靱化基本法を 26 年の 5 月に策定した。都道府県市町村は、この国の基本計画に沿って地域ごとの計画を定めること、このほかに民間資金の積極的な活用も必要であると考えております。でもこうした動き、要するに何が大事なのかというと、人命を守るためにインフラの整備ですね、そういうものは、その脆弱性の評価されたものを、優先順位を付けて危険箇所の改修というものを見据える形で進めていくのが、国土強靱化計画だと、地域計画だと思っております。

ですからそういう意味で、一番防災計画よりも大事な計画であるという、先ほど町長が言われました、上位なる計画だと私も認識しております。ですからこの辺のところ、しっかりやる必要がある、信濃町が本当に安心して安全で住みやすい町にするためには、この地域計画が一番大事な計画である、これが最後にきているなど本腰を入れて、町は災害に強い町にする必要があると。

長野県で、この強靱化計画案ですけれども、平成 26 年度は長野県は非常に災害にまみれた年であります。ご存じだと、御嶽山の噴火がありますし、土石流の災害がありました。神城断層地震、大きな地震がありました。平成 26 年には大雪でもありました。皆さんの記憶の新しいところだと思いますが、そういう意味からおいても、長野県は、かなりしっかりしたこの計画を立てているように思います。

この計画に準ずる必要があると思うのですけれども、信濃町でこの大きな災害が想定される場所は、どの辺りが一番重点を置いて考えなければならないのかということ、認識をお聞きしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今、強靱化計画の前提として、災害でどういうところに最重点を置いておかなければいけないか、というようなことだと思います。そういう面では、地形的な問題からすれば、まさに急傾斜地、それから一般的に言えばその河川の氾濫と、それからまたそれは地形的な問題でありますし、それからまた更にはいろいろな地震等の関係もございましょうし、そんなことが最大の対策の、何と言いますか、大きな災害につながる要素なのかなというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆12 番 (湊 喜一) はい、あと大雪ですね、大雪に対する対策もしっかり立てていただきたいと思うのですけれども、主に県の立てている具体的なリスクからいうと、大きな三点あると思います。

長野県は御嶽山という大きな被害を出した火山噴火がありましたけれども、信濃町に関してはその辺のリスクは非常に少ない。すぐ近くに焼山という水蒸気を噴いている活

火山があります。黒姫山も火山です。お休みをしている火山ですので、この辺のところもどこかの頭の隅に置いておいていただきたいと思います。特に急傾斜という部分は、しっかりこう念頭に入れておいていただいて、この 26 年の 3 月の時にも強靱化計画という形立てておられまして、橋梁ですね、あの辺のところ百何十箇所ある橋梁の長寿命化計画もあるのですが、年次が入っていない橋が多い。これを全部やるには何年かかるのだろうと思われるような、長寿命化計画であります。これも前倒しでその時も前倒しでやっていただきたい、できる限り前倒しをお願いしたいと思っておりますし、ライフラインで言えば水道もそうですね、アセットマネジメントという形で、その辺のところの、何と言うのかな、計画の下地になる部分は作っておられるのは、その辺は評価させていただきますが、これも既に全て大変なお金の掛かるものばかりであります。この辺のところの、財政的な後ろ立てというのか、そういう計画そのものには財政シミュレーションも必要でしょうし、長期的な展望に立ったところが出てくると思いますので、この強靱化計画というのは、うかつには出られないと思っておりますし、それこそ町民の生活を圧迫するものになってはならないとも思いますし、と言って、やらないわけにはいかないと、その辺のところの舵取りは非常に難しいと思うので、今回これを質問させていただいたのですけれども、長野県が、立ててどのくらいの目安でこの辺のところを決めていけるのかどうか、目安を教えてくださいなと思っております。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 計画策定についての目安ということでしょうか。今、正直なところ何年度までに云々というふうな、具体的なものを、実は持っていないのが正直なところ。確かにこの一番大事なのは人命ということになるわけですが、それに関連していろいろなライフラインの問題、それから今の IT 関連だとかいろいろな分野も含めての上位計画になるのだろうというふうに思うんですね。ですから、そのことを含めた時に、どの程度どういうふうな計画がこの信濃町にとって必要なのかということも含めて、今後十分検討していく必要があるのかなと。ただ、これについては本当に今大変な大きな計画になろうかと思っております。その中で、できれば国の方にもそういった予算の裏付けみたいなものも、今後の中ではいろいろな団体も通じながら、要望すべきことはしていきたいなというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆12 番 (湊 喜一) はい、まさにその財政的な裏付けというのは、非常に大事な部分になると思います。これが各市町村がこういう強靱化計画、地域計画を立てますと、やはり財政的に大変な部分がある。これもまた国が最終的に面倒を見るという部分は出てくると思われますので、私もしっかり国の方には訴えていきたいと思っております。できる限り早い形で信濃町の強靱化地域計画を策定していただけるようお願いしまして、この分の質問は終わりたいと思います。

続きまして、二番目の質問になりますが、また新しい言葉を言ってきたと言われるかも分からないのですけれども、「インターネット・リテラシー」、今回はしっかり日本語訳を付けておりますので、「情報ネットワークを正しく利用することができる能力について」であります。

インターネットの普及による社会の情報化は、子供たちの生活や心身の問題に大きな影響を及ぼしています。インターネットの適切な活用方法、情報マナーの向上の取組が一層求められている時代となりました。青少年が安心、安全にインターネットを利用するため、青少年や保護者、教職員等に対し、インターネット・リテラシー、またマナー等の向上のため、総務省では講座と e-ネットキャラバンという講座を多数開催し、啓発活動を行っています。

小中学校児童生徒、教職員、保護者を対象に、啓発活動をすべきと考えます。教育委員会の、今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) それでは今現在、学校において既に行っている部分について、御説明をさせていただきたいと思います。学校におきましては、ネットへの悪質な書き込み、ラインによる嫌がらせなどは犯罪行為になること等、折をみて指導しています。また一度書き込まれた言葉や、掲載された写真などは消去することがほぼ不可能であり、遊び半分での投稿がいつまでも自分や家族も苦しめてしまうこと、未成年の場合は保護者がその責任を負うこと、長時間利用で生活や学習にも影響を及ぼすことなどを、児童生徒と共に保護者にも伝え、扱いには責任と自覚が必要であることを指導しているところであります。

学校におきましては、高等部を対象にしまして、県警のサイバー犯罪対策のアドバイザーの方を講師にして、インターネットの利用についての授業なども行っております。また、PTAの講演会におきましても、親子で学ぶセイフティネット講座として、保護者と、6年生から9年生の児童生徒も一緒に聴講しているところであります。また、高等部を対象にしまして、1学期及び2学期終業式の日には、生徒指導教員からも適切なインターネット利用などの仕方についてや、その危険性について指導をしているところであります。授業の中では、技術家庭科に情報モラル学科の単元がありまして、SNSの危険性などを学習しております。また、他校等での不適切な利用の事例や事件等があった際には、適時全体指導を行い啓発をしているところでございます。

常に、機器やサービスにつきましては進化している状況でありますので、時々の変化に応じて、児童生徒・保護者への啓発活動に今後も努めていきたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆12番 (湊 喜一) 私もインターネットはヘビーユーザーであります。あらゆる資料は

インターネットで探し出して利用しているものでして、一步間違えば怖いという部分も分かっておるつもりであります。

そこで、この問題を一度取り上げてみようと思ったわけですが、各地域で先進的な、このインターネット・リテラシーをされている学校があるので、その紹介をさせていただきたいと思うのですが、熊本県の熊本市立江南中学校というところが、ここはいいと思うのは、生徒が中心になって、このインターネット・リテラシーをやっている。どういことをやればルール違反にならないか、犯罪にはならないか、情報モラル・マナーができるかということ、「江南ルール」という形で学校で生徒たちが作り上げていると。ですから指導されているわけではないんですね。自分たちで自分たちを啓発していると、こういう取り組みが、やはり素晴らしいと思います。

この事例の詳しい内容を読みますと、この途中に、総務省のe-ネットキャラバンというものの講習を受けて、更にそれが充実したものになったと、この事例の紹介の中で報告されておりました。是非とも、このe-ネットキャラバンという、これは総務省が、役人が来るわけではなくて、民間NPOなどのそういう、先ほど言われましたけれども、県警の、信濃町でもやられましたよね、私もその講習は行かせていただきましたけれども、それだけでなく、もっと要するに、今の若者の間で流行っているようなことの、その落とし穴みたいなものをしっかり教えていただいたりしております。その辺が、その講座が、e-ネットキャラバン協力団体で、そのボランティアの講師が派遣されてくる、一切交通費まで無料であると。概ねどういことをされているかという、e-ネット安心講座で、講師の派遣に伴う謝金や交通費は不要であると。対象は保護者・教職員と児童生徒で、判断力の不十分な子供がネットの被害者・加害者にならないための提案を行うと。実際の講座では、携帯依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺等の実態、その対処方法等について、スライドを用いて一時間程度、45分から90分程度のお話をされると。その講座には大人向けがあったり、小中学生向けがあったり、中高生、中学校高校生向けが、その3種類ぐらいがあるということですので、是非この辺のところ利用していただいて、e-ネットキャラバンの講習を受けていただくのがいいのではないかなと思うのですが、その前にやはりこの、先ほど、江南中学校でやったような、この生徒が中心になっていくような、そういうところの意欲を促していくのがいいのではないかなと思うのですが、やはり、指導されると子供たちはなかなか聞かないのですが、仲間で決めていったことは守れるように思いますので、その中で、いろいろ話が詰まってしまって、壁にぶつかった、当たったようなところで、その今みたいなe-ネットキャラバンの講習を受けるのがいいのではないかなと思っております。

その辺のところ、今言っ、やっくださいという形は、なかなかすぐには返事はできないかも知れないですが、学校側と相談して、是非こういう方式があるよというのを考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) 明日、また学校との打合せで教育委員会との打合せもあります

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (4 日目)

ので、そのような事例もあるということで、紹介をさせていただきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆12 番 (湊 喜一) はい、よろしくお願いいいたします。これが、これをやったから安全だとは言い切れないので、今のインターネットは、深みにはまれば、本当に深みにはまってしまって身動きが取れないどころじゃない、底無し沼にはまっていくような事が起こり得ますので、是非とも子供たちから、そういう子供たちを、その辺のところを守っていただきたいと思っております。

それでは、その次に移りたいと思います。また小中学校の話題になりますけれども、表題に、信濃町小中学校は、小中一貫教育と特色のある教育の全国モデルになりうるのかどうかという質問であります。

この 2015 年に、中教審に「チームとしての学校」のレポートを出されたと聞いております。このレポートが、どういうふうに評価されたのかということが非常に興味がありまして、これは全国モデルになるのだろうかという思いで、この質問をさせていただきました。どういう評価を受けたのか、お知らせいただきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) まず、レポートを出す前段の話から始めさせていただきたいと思っております。

平成 26 年の 4 月に、小中一貫校の教職員の定数について検討を始めるので、文部科学省の財政担当の方々が学校の方に視察にみえられました。数日後、文部科学省の外部委員会で、再度、学校の取り組み内容を説明をさせていただいたところでもあります。

その後、平成 27 年の 3 月に、また再度文部科学省から、中教審の分科会、チームとしての学校教職員の在り方に関する作業部会で、この信濃小中学校におけるサポートスタッフの在り方について審議をするので、学校におけるサポートスタッフの在り方についてですね、審議するので、信濃小中学校の取り組みについて発表いただき、審議会委員さんと意見交換をお願いをしたい、と依頼がありました。峯村学校長と教育委員会の事務局職員が出席をしたところでもあります。その際に、統廃合の経過と学校運営の予算、人員配置の状況、町費の支援員による初等部のチーム支援体制、高等部の教科担任制と、全学級に副担任を配置しての学級づくり、保健・福祉医療、教育関係者の外部機関と連携しての適応支援、信濃学校応援団等による授業や、クラブ活動へのサポート体制について発表しました。最後に、小中一貫校という仕組みが、中学生の育ちが顕著に認められる学校であるため、支援員や副担任の配置などを義務教育学校という新しい学校種の制度化に合わせまして、新たな定数の基準、教員配置基準を作っていただきたい、ということも、要望をさせていただいたところでもあります。

委員の皆さんとの意見交換の中では、いずれの委員さんからも、町の支援体制の充実

ぶりと、それにおける、学校が地域と連携しながら更に充実した体制づくりを実践している、先進的な学校である、という高い評価をいただいたところでもあります。

その後、文部科学省から中教審での発表を基に「チームとしての学校」の実践事例を全国に紹介するというので、お手元にお配りをさせていただきましたけれども、その分のレポート提出の部分で、全国 20 ケースの紹介事例のうち、当町から次の 2 ケースが提出されたところでもあります。一つ目として、サポートスタッフの活用、それから地域人材による、子供たちの授業や活動への支援ということで、お手元の資料のとおり文部科学省に提出をしまして、全国に今ホームページの方で、文部科学省のホームページの方で、見られるような形となっているものでございます。

●議長(小林幸雄) 湊議員。

◆12 番 (湊 喜一) ありがとうございます。しっかりこう、言えばモデルケースのようにいっているという、良い評価を受けているように思いますが。

このケース毎、ケース 16 ですね。二つのことが国の大きな評価を受けているという、この「チームとしての学校」という、「山よ水よ」信濃小中学校校長室だよりという、皆さんも、これは毎月出ているんですかね、よく目にされていると思います。私もこれで知りまして、毎回この「山よ水よ」は、楽しみにして読んでいる部分もあります。非常に良くできている。よく分かるんですね、学校の中の動き、生徒の動き、先生の動き。是非とも、これでこういう評価を受けたら全国からまた視察が溢れてくるように思います。

この「山よ水よ」、どのくらいの、今これナンバーが 850 ですので、もう 1000 近くあるんですかね。これは是非、小冊子もしくは本にさせていただいて、この視察に来られた方に、詳細にわたる資料だという形で、本にして販売していただくというのは、有料資料ですね、私もあちこち視察に行かせていただいて、公明党での有志議員で全国視察行くのですけれど、時々有料資料という形で本を買わされてしまうのですけれども、でもそれはやはり有料資料だけあって、非常に中身の濃いものが多いです。さすがに有料資料だけあって、視察に行くと、その時に見たことがそのまま本になっているというものであります。これは是非とも、教育委員会、町費でこの本を編集させていただいて、有料資料という形にすると、この信濃小中学校がよく分かる、丸分かりだと。どういうところに問題があって、どういうところが評価できて、子供たちはどういう動きをしているのかというのが、よく分かるものになると思いますので、是非、教育委員会で、こういう形で著作権がありますから、校長先生がどう言われるか、その辺のところはこれからもあるでしょうけれども、是非とも本としていただくのがいいのではないかなと思っております。

その辺のところも答弁いただきたいのですけれども、今後この、先進的な事例であります、これを更に進めていっていただくというのと、地域の地域力というのかな、私もいろいろな形でサポートはしたいなと思うのですけれども、なかなかチャンスがない部分もあります。是非とも、いろいろな町の人たちの意見をもっと集約させていただいて、

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (4 日目)

その地域力を学校の中に活かしていただきたいと思いますので、その二点、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) まず初めに、校長室だよりということで「山よ水よ」ということで、校長先生が発行しておられるのですけれども、これにつきましては、開校以来、学校長が毎日執筆をしまして、今 900 号を目指して、学校行事の様子や学校での取り組み内容など、校長先生からの視点で、先生方や教育委員会に対しての今後の期待や要望などを含めて執筆されているところであります。

教育委員会につきましては、県内初の公立の施設一体型の小中一貫校として、統廃合の経過から現在の取り組み内容やその評価などを、当初から携わっていただいた信大の先生にも御協力をいただきながら、一冊の冊子に今後まとめていきたいと思っております。28 年度につきましては、まだ予算化はされていないのですけれども、その中には本人の了解を得る中で、校長先生の「山よ水よ」からも抜粋をさせていただきながら、町の取り組みを紹介できるような冊子を作っていくたいと思っております。

また、地域力ということの部分でございますけれども、昨年初めてでございますけれども、学校応援団としてお願いをしている皆さんを集めて、一堂に会しまして、懇親会、交流会をしたところであります。その中で、また新たな、いろいろな幅広い人材の発掘にも努めていきたいと思っておりますし、そういう中で、学校の先生方が学校の授業につなげていけるような取り組みも、今後とも進めていきたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆12 番 (湊 喜一) この「山よ水よ」は、本となって日の目を見る可能性も、なきにしもあらずということですね。是非ともやっていただいて、先ほど言っていた有料資料というんですか、視察に来られた時の。その辺の考え方は、いかがでしょう。その辺を再度お聞きしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) もしできることであれば、有料販売も検討していきたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆12 番 (湊 喜一) はい、是非とも、視察を受けていって、視察を受け入れて大変な思いをしているので、少しは稼いでいただくという部分も必要かなと思っておりますので、有料資料というのはそれだけ重いと思っております。今まで行ったところで有料で、お金を払って

資料をもらってきて、言えば強制的に持って帰らされるわけで、ところが帰って読んでみたら本当にしっかりしたものである、それだけの価値があると思いますので、この小中一貫教育の丸分かり本というような形で、是非、有料資料を検討していただきたいと思います。40 分で終わろうと思ったのですが、もう 40 分になってしまったのですが、次の質問に移りたいと思います。

次は、即答していただければいいと思います。興味のある人が多いと思います。今、ちまたで、新電力のテレビコマーシャルが盛んに流れております。この 4 月 1 日から、新電力が一般家庭にも普及されます。契約次第で自分の家の電気料金が安くなるかもしれないという、かもしれないという部分ですけれども、行政に、これで過去 2 回にわたって、この質問をさせていただいておまして、進捗状況を聞きたいのですが、大きな規模の自治体においては確実に料金が下がる、この契約を変えるだけで変わるということは、長野市から中野市、千曲市、その辺の近隣の市を見れば、明らかに数百万円から違う、一千万を超えて経費が変わってくるというのが実例として出ておりますので、是非とも進めていただきたいと思うのですけれども、進捗状況はいかがでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、それでは議員から御質問、御指導をいただいております内容でございますけれども、現在の状況を御説明させていただきたいと思っております。

先行導入済み自治体ということで実施しました新電力実践交渉等の状況を見ながら、安価かつ安定的で、更に送電停止などなく安定的に供給していただける事業者と契約できるよう、調達事務を進めております。即答ということでしたが、慎重に進めております内容について若干補足をさせていただきたいと思っております。

議員も御承知かと思っておりますけれども、長野県の一部自治体及び約三千の公的施設に電気を供給しておりました新電力の大手会社が、今年 2 月末で事業から撤退されるという報道が、一部報道がございました。その場合、電力会社が代わりに供給されることとなりますが、自治体などの負担が、契約上、2 割程度従前より増えるという可能性がございます。非常にその、今までは寡占的に供給をされていた事業者の方と契約をすれば済んでおったわけでございますけれども、これからは選べるということになりますので、その部分で慎重に対応しておるところと、もう一点でございますが、通常ですと今後は複数の会社が供給できるという形になりますので入札という形になってまいります、この場合、県などの実例を見ますと、非常に高止まりになるということと、もう一つは、供給体制が不安定な事業者であっても応札をしてくる可能性があるということがございますので、その部分の課題をどういうふうにかかるといふことと、もう一つの契約方法としますと、複数の電力会社をまとめまして仲介をして、そちらと随意契約をして手数料を払うというような形の契約をしている自治体もあるようでございます。近隣でもそのような契約をされたような自治体もございますので、そういう契約方法についても、法律上照らし合わせて、どのような対応ができるかということについても、今慎重に検

討しておるところでございます。

いずれにしても、資料的には、これも御指導いただく中で、現行の電力会社と新電力を導入した場合の減額の幅等についても、それぞれ今把握が済んだような状況となっておりますので、今後慎重に導入に向けて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆12 番 (湊 喜一) 確かにそのニュースは私も知っておりまして、危ない会社は、はなから危ないなとは思っていたのですけれども、やはり業績を急激に伸ばしている会社というのは、結構舞台がしっかりしていても駄目なところは駄目だなど。是非ともその辺のところ、しっかり見極めていただいて、先ほど後段で言われていた、その何とのか、いろいろなところを集めて、安全な方策でやっていくという方策、それも一つ方策だと思います。しっかりその辺のところを見極めていただいて、やはり貴重な町税をいかに効率よく使っていただくかということ、図っていただきたいと思います。

そういうことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 以上で、湊喜一議員の一般質問を終わります。

この際、1 時 55 分まで暫時休憩といたします。

(午後 1 時 45 分)